

ジブリパーク周遊観光促進事業（PR・プロモーション業務委託） 仕様書

1 目的

「ジブリパークのある愛知」を本県のディスティネーションブランドとして定着させ、ジブリパーク来園者及びジブリパークに関心のある層をターゲットに、本県の魅力を効果的にPRし、本県への誘客につなげる。また、来場者等に県内の周遊観光や県内での宿泊を促すことで、ジブリパークの集客力を県内全域に波及させる。

2 業務内容

(1) パンフレットの作成業務

県内外のジブリパーク来園者向けに、本県内で周遊観光及び宿泊を促すパンフレットを作成すること。なお、作成に当たっては、2024年度に愛知県が制作したパンフレット（https://aichinow.pref.aichi.jp/upload/guidebook_languages/2af7a067f2dfa3fb5bf2217f7d75ac37.pdf）をベースに時点修正等を行うこと。

ア 仕様

サイズ	A 4
頁 数	24 頁以上
数 量	30,000 部
カラー	CMYKカラー
内 容 (更新)	・ 必要に応じて時点修正を行うものとする

イ 条件

- ・ 2024 年度に作成したパンフレット原稿については、県から Adobe Illustrator または InDesign でデータ提供をする。
- ・ ジブリパークに係る写真、パースなどの画像素材の提供や、ジブリパークへの取材申込は県から行う。
- ・ 素材の収集（観光スポット等の写真等）、地域・施設等への校正依頼等は受託者が行うこと。
- ・ QRコードの活用、愛知県及び（一社）愛知県観光協会の既存サイトとの連携等、ウェブページとの連動性について配慮すること。
- ・ 印刷に当たっては「令和7年度愛知県環境物品等調達方針（<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563475.pdf>）」を参考に、環境への配慮を心がけること。

(2) モリコロパーク（ジブリパーク）来園者周遊データ収集業務

ア データ収集及び分析レポートの作成

来園者の位置情報等を活用し、ジブリパークを拠点とした周遊モデルの最適化を図るため、ジブリパークを含むモリコロパーク来園者の属性や嗜好、滞在時間や来園前後の訪問市町村等の分析を行い、その結果及び戦略をレポートにまとめること。加えて、ジブリパークを含む愛知県の観光地の魅力度や認知度、ジブリパークを発着点とした周遊観光の可能性について調査を行うこと。

なお、当該レポートは、一部または全部を愛知県の公式サイトネットあいちや観光公式サイト Aichi Now 等にて公開する場合がある。

イ 分析レポート作成頻度

1 年に 1 回程度

(3) P R ・ プロモーション業務

ア デジタルサイネージ等での動画放映

2021 年度に愛知県が制作した動画「風になって、遊ぼう。」（以下「動画」という。）（<https://www.aichi-now.jp/kaze/gallery/>）等を首都圏及び関西圏にて、P R 効果の高いデジタルサイネージ等で放映すること。なお、放映にあたって必要な動画ファイルの入稿仕様への変更作業も適宜行うこととする。

また、動画は 15 秒もしくは 4 分 20 秒のいずれかを放映するが、必要に応じてジブリパークに係る動画についても、県と協議の上、放映を行うこと。

なお、動画を放映する具体的な場所、期間等については原則、受託者の提案によるが、愛知県との協議により最終決定する。

動画放映後、放映実績及び結果について、レポートを提出すること。

イ 県民参加の促進

県民を対象に、ジブリパーク訪問前後の周遊観光情報の発信を促すキャンペーンを行うこと。キャンペーンは複数回開催することし、テーマは、原則、受託者の提案によるが、1 回はリニモ沿線の周遊促進をテーマとすること。実施にあたっては、愛知県の既存サイトに特設ページを設置すること。なお、特設ページの構築・管理や個人情報の取り扱い等に係る費用は、受託者が負担すること。

ウ Web 広告配信

(2) で得られた情報等をもとにターゲティングを行い、訴求効果の高い媒体（SNS、検索サイト等）において Web 広告を配信すること。配信後、配信実績及び結果を分析し、レポートを提出すること。

エ アート等を活用した P R

ジブリパーク関心層はアートへの関心が高い傾向にあることから、ジブリパークに関心を持つ層と親和性の高いアーティストやクリエイターと連携することで、本県への関心を喚起し、観光施設のPRを行う。アーティストやクリエイターが県内観光施設をテーマとしたアート作品等を制作し、受託者がそれらを活用して、ポスターやバナー、ノベルティといったツールの作成を行うこと。アーティストやクリエイターとの調整等は受託者において行うこと。

オ モニターツアーの実施

20-40代女性のアート好きを対象とした情報発信のため、メディア・インフルエンサーの招請及び一般モニターツアーを実施すること。

招請したメディア・インフルエンサーは、各種媒体で期日までに必ず情報発信を行うものとし、受託者は情報発信の効果を検証すること。

一般モニターツアー参加者は、SNS等自身の情報発信ツールを所有していることを募集条件とし、ツアー参加後、情報発信を行うこと。

招請するメディア・インフルエンサー及び一般モニターツアーの訪問先については、原則、受託者の提案によるが、愛知県との協議により最終決定する。

対象	招請モニター	一般モニター
	ライト層向けアート情報発信を行っている、メディア・インフルエンサー	アートや旅、街歩きなどを好み、自身の所有するSNSで発信を行っている方
居住地	首都圏等	全国
開催時期	9月中下旬	9月下旬～10月上旬
訪問先	国際芸術祭「あいち2025」(キュレーターツアー)、県内でアートに親和性の高い県内観光スポット、飲食施設、宿泊施設数か所 ※観光スポットコースは対象によって複数設けることも可	国際芸術祭「あいち2025」(フリーパスチケット)、県内観光スポット数か所 ※フリーパスチケットは受託者が購入すること
日程	2泊3日程度	企画提案による
対象数	10-20団体・者程度	30名程度
情報発信期限	10月第2週まで	10月中
その他	招請に必要な経費の一切を負担すること。 情報発信回数やページビュー数等の目標値を設定すること。	訪問形態(バスツアー、自由訪問等)及び経費負担部分については、原則、受託者の提案によるが、愛知県との協議により最終決定する。

国際芸術祭「あいち2025」におけるキュレーターツアーについては県が調

整を行う。その他の訪問スポットでの取材許可取得及び発信内容の確認については受託者が各スポットと調整すること。

カ ツーリズム EXPO ジャパン 2025 愛知・中部北陸（TEJ2025）への出展

TEJ2025 において、愛知県ブース内に「ジブリパークのある愛知」展示コーナーを設置する。ジブリパーク及びジブリパークのある愛知をイメージするボード等を作成し、9 m²程度の専用展示スペースにブースの象徴となる展示物（写真撮影不可）等と共に設置・管理を行う。当展示コーナーには専用の監視員を常駐させ、展示物等の保護を行うこと。なお、ジブリパークに係る写真素材や展示物の提供調整は県が行うものとする。

ただし、TEJ2025 への出展料（スペース代等）は、本県による別の契約（「ツーリズム EXPO ジャパン 2025 愛知・中部北陸 愛知・名古屋ブース運営業務委託（仮称）」）にて計上しており、本事業で受託者が負担する必要はない。また、本事業の実施にあたり、同契約の受託者と調整を行い、ブース運営に関する業務を適切に実施すること。

キ 情報発信強化

特設サイト「ジブリパークのある愛知」を Web 上に開設し、ジブリパーク及びジブリパークを核とした周遊観光の魅力を集約して発信する。

なお、開設にあたっては、既存の県公式観光サイトを活用することとし、特設ページの構築・管理に係る費用は、受託者が負担すること。

ク その他

（ア） 作成したパンフレットの活用

（1）で作成したパンフレットの配架・配布を行うこと。

（イ） その他周遊観光促進にむけた P R ・プロモーション

ア～ク（ア）とは別に、周遊観光促進につながる P R ・プロモーションを行うこと。なお、当事業の内容については、原則受託者からの提案によるが、愛知県との協議により最終決定する。

3 成果物の提出

(1) 成果物一覧

資材	納入期限	仕様
パンフレット	2025 年 9 月上旬	2 (1) アのとおり あわせて電子データ（Adobe InDesign 及びPDF）も提出する
動画放映レポート	動画放映次月末	愛知県との協議により決定する
データ分析レポート	2025 年 11 月下旬	愛知県との協議により決定する
Web 広告配信結果	広告配信次月末	愛知県との協議により決定する
モニターツアー報告書 ※広告効果検証	愛知県との協議により決定する	
業務完了報告書	2026 年 3 月 27 日	日本産業規格 A 4 版で 2 部 あわせて、当該報告書の電子データを提出する

(2) 納入先

愛知県観光コンベンション局観光振興課

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 業務上で事業者等へのアポイントメントや権利関係の申請、施設等の利用申請、関係機関等との協議等が必要となる場合は、全て受託者の責任において必要な手続き等を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して 5 年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (8) 受託者は、本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。